

公 民 館 施 設 警 備 業 務 仕 様 書

1 件 名

前橋市公民館機械警備等業務（7館）

2 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間の長期継続契約）

3 履行場所

前橋市東公民館ほか6施設（別紙のとおり）

4 目 的

発注者（以下「甲」という。）は、公民館（図書館分館を設置する公民館にあつては当該分館を含む。以下同様とする。）施設の建物及び敷地内において、火災・盗難、その他の事故を未然に防ぎ、各施設の安全確保を図るため、警備業務を受注者（以下「乙」という。）に委託するもの。

5 警備業務内容

- （1）火災、盗難の予防及び各種不法行為の拡大防止に関すること。
- （2）事故発生時における警備対象物件の秩序維持に関すること。
- （3）事故確認時における関係先への通報連絡に関すること。
- （4）警備報告書の提出に関すること。

6 権限の付与

甲は、警備業務を遂行するために必要な権限を乙に付与し、乙は、警備に関する運営及び指揮の権限を保有するものとする。

また、甲は、警備業務を遂行するために必要な施設を乙に無償で使用させるものとし、施設の鍵を預託する。

乙は、預託された鍵の厳重な取扱いと保管をするものとする。鍵の受領、返還については、書面により行うものとする。

7 緊急連絡者名簿の提出

甲は、あらかじめ緊急連絡者名簿を乙に提出するものとし、緊急連絡者の変更があったときは、遅延なくそのつど文書をもって、乙に通知するものとする。

8 警備方法

警報装置と巡回警備（毎日1回）の併用によるものとし、巡回警備については、細密巡回と外周巡回を合わせて行うものとする。

図書館分館を設置する公民館については事務室と図書館を、各々別々にセット解除でき、別々に管理できることとする。

なお、警報装置から発報があった場合には、「群馬県機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に則り、発報後25分以内に現場到着することとし、発報時間及び現場到着時間を警備報告書に記載すること。

また、発報時間及び現場到着時間は、機械的に記録され（電話受信等による人的記録は不可）、後日確認できるものとする。

（1）警報装置

乙の負担により最新式機器を履行期間開始時までには設置すること。履行期間開始時までには警報装置の設置ができないとき、又は警報装置の完全な作動が困難となった状態のときは、巡回警備若しくは常駐警備による警備を実施するものとし、警報

装置が設置できたとき、又は警報装置が正常になった時点で速やかに機械による警備に移行するものとする。

警報装置設置場所は、事務室及び図書館分館とし、設置場所の詳細は、別途図面を甲に提出するものとする。

なお、設置場所は、甲及び公民館施設と協議のうえ、他の場所へ変更できるものとする。

また、甲の都合により履行期間内に警報装置を移設するとき、又は甲の責任により警報装置を破損あるいは紛失した場合は、甲の負担とし、履行期間の終了により警報装置を撤去するときは、乙の負担とする。

ただし、公民館施設毎の委託料は、警報装置の増減に影響を受けないものとする。

(2) 巡回警備

下記の事項について重点的に点検すること。

- ① 敷地内の徘徊者、不審者、潜伏者、不審車両の発見処置をすること。
- ② 防犯灯、その他外灯の異状の有無を点検すること。
- ③ 変電室、物置倉庫、受水施設、し尿浄化施設、石油・プロパン貯蔵庫、外部水道蛇口、送電線の異状の有無。
- ④ 公民館施設の隣接地より波及する危険性の探知、予防。
- ⑤ 施錠すべき扉、窓、シャッターの点検。
- ⑥ 金庫の施錠点検。
- ⑦ 潜伏可能箇所の点検。
- ⑧ 各種電気器具、機械類の危険探知、処置。
- ⑨ 水道蛇口及び雨漏りの点検、処置。
- ⑩ 電気配線系統の点検、予防。（巡回点検時において可能なものについて処置）
- ⑪ 不必要電灯の消灯。
- ⑫ ガス器具及びガス元栓の点検、処置。
- ⑬ 煙草による火災発生の防止。（灰皿の点検）
- ⑭ 危険物、可燃物の異状の有無点検、処置。
- ⑮ 上記以外で、乙が点検を要すると認めるもの。

9 警備時間

(1) 公民館施設からの警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、公民館施設からの警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる。

(2) 前項の警報装置作動開始の時刻及び警報装置作動解除の時刻は、原則として下記のとおりとする。

I 東・元総社・総社・粕川の4館

① 事務室部分

平日：17時15分から翌日の8時30分まで

土・日曜及び祝日：8時30分から翌日の8時30分まで

② 図書館分館部分

平日：18時15分から翌日の9時30分まで

※ただし

A 元総社・総社公民館の月曜日と東公民館の木曜日は9時30分から翌日9時30分まで

B 図書の特別整理期間（最終日除く）については17時15分から翌日8時30分まで

土・日曜及び祝日：17時15分から翌日の9時30分まで

II 永明・大胡・富士見公民館の3館

① 平日：17時15分から翌日の8時30分まで

② 土・日曜及び祝日：8時30分から翌日の8時30分まで

10 警備実施要領

(1) 警備機構

① 警備装置

警備装置は、警備対象物件で発生した異常事態を乙の管制本部へ自動的に通報する機能を有する。

なお、警備対象施設と乙の管制本部を結ぶ回線が切断された場合には、直ちに確認できる機器を設置すること。

② 巡回警備時間

細密巡回及び外周巡回は、警備対象時間中に実施する。

(原則として22時から24時の間)

③ 乙の管制本部における監視

警備責任時間中、警報受信装置を間断なく監視すると共に、常に警備担当員との連絡を保持する。

④ 警備担当員

警備担当員は、常に乙の管制本部と連絡を保持し、警備対象物件の異常事態に備える。

(2) 警備開始時と終了時の取扱い

① 警備開始時における取扱い

ア 公民館施設における取扱い

(ア) 公民館施設の最終退出者は、防火、防犯、その他の事故防止上必要な処置をし、まず確認ランプで各警報装置のセット状況を確認するものとする。

(イ) 次に最終退出者は、所定の場所に設置されている操作ボックスをON(警戒)の状態にセットする。

イ 乙の管制本部における取扱い

公民館施設の最終退出者の操作ボックスの操作により、自動的に表示されるON(警戒)の信号を確認し、警備を開始する。

② 警備終了時における取扱い

ア 公民館施設における取扱い

公民館施設の最初の入室者は、入室前に操作ボックスをOFF(解除)にセットするものとする。

イ 乙の管制本部における取扱い

公民館施設における最初の入室者の操作ボックスの操作により、自動的に表示されるOFF(解除)の信号を確認し、警備を終了する。

(3) 警備実施時間中における入室

警備実施時間中における入室は、原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合にのみこれを認めるものとし、その場合のみ次の要領により行う。

i. 各公民館に入室しようとする者は、操作ボックスを操作のうえ入室し、直ちに受託者の管制本部に対し用事のため入室した旨電話連絡する。

ii. 委託者の入室中の警備は、委託者の責任において実施するものとする。

11 火災監視

火災情報については、24時間監視を行うものとする。ただし、警備責任時間外において火災信号を受信した場合は、公民館施設に電話で火災信号を受けたことを通報し、的確な指導を行うものとし、それ以外の警備義務の責任はないものとする。

なお、公民館施設に電話連絡しても通話できないときは、直ちに消防署へ通報する。

12 事故確認時における関係先への通報連絡

(1) 乙は、警報受信装置により警備対象物件に異常事態が発生したことを確認したと

きは、関係先に通報すると共に、警備担当員を速やかに急行させ、異常事態の確認に努め、事態の拡大防止にあたる。

(2) 警備対象物件に到着した警備担当員は、異常事態を確認後、乙の管制本部へその状況を連絡する。

なお、緊急連絡を必要と認めない事項については、適正な処置を取り警備報告書にその詳細を記載して公民館施設に報告する。

(3) 乙は、甲の緊急連絡者に連絡する。

13 警報装置の保守点検

乙は、公民館施設に設置された警報装置の機能について、毎月1回保守点検を行うものとし、その状況を甲に報告するものとする。

14 自動火災報知設備の保守点検

甲の設置した自動火災報知設備の法定点検は、甲において行うものとする。

15 報 告

乙は、毎月1回、警備報告書、月間警備報告書、警報装置保守点検報告書を甲に提出するものとする。

なお、甲は、必要のあるときは、乙に資料を提出させ、又は、指示することができる。

16 支払方法

甲は、乙に月額委託料を1か月毎の実績により、乙の請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

ただし、警備の実績が1か月に満たないときは、日割り計算によるものとする。

17 検 査

甲は、乙の警備装置の作動状況及び警備車両並びに警備員の配置状況を検査することがあるが、その際は予告なしで行うことができるものとする。

18 損害賠償

(1) 甲は、乙の職員又は使用人が職務の遂行中に受けた障害については、責任を負わないものとする。ただし、甲の責任に帰するものについてはこの限りではない。

(2) 乙は、警備時間中、甲の管理責任によるもののほか、乙の過失（債務不履行のほか乙の従業員の過失及び不法行為に関する乙の使用責任を含む。）により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。賠償額は、対人・対物賠償ともそれぞれ1事故につき10億円を限度とする。ただし、対人賠償については、1人あたり4千万円を限度とする。

19 その他

本仕様書に定めのない事項については、そのつど甲乙双方で協議し、文書により取り決めるものとする。

また、契約書等に相違があった場合の優先順位は、契約書、本仕様書、約款の順とする。

20 担 当

前橋市教育委員会事務局生涯学習課

電話 027-210-2197 内線88310

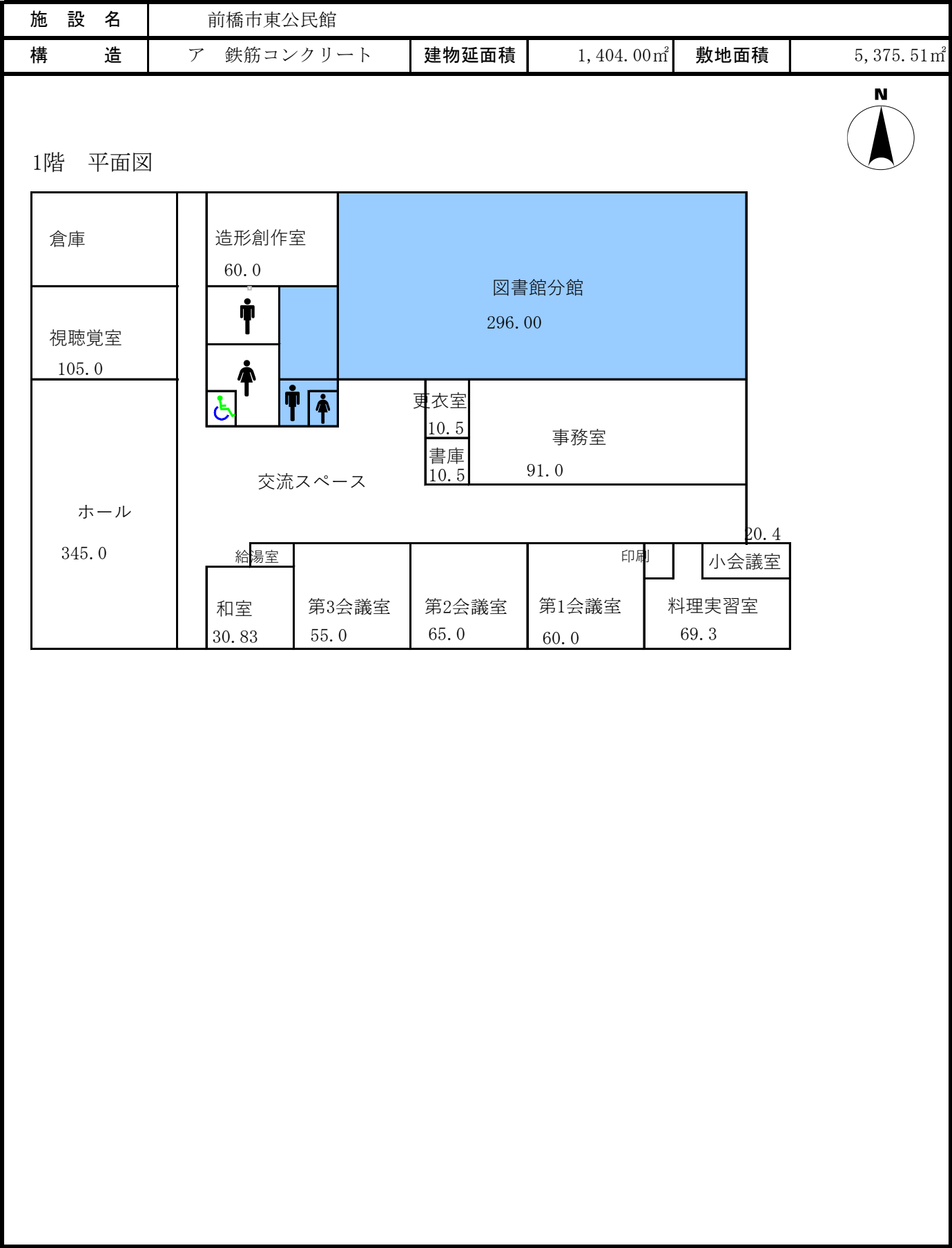
※この業務委託は、令和7年度一般会計予算の成立を条件として、契約事務を進めるものとします。

別紙

東公民館	箱田町 543-1
元総社公民館	元総社町 3-1-1
総社公民館	総社町総社 1583-2
永明公民館	上大島町 930-1
粕川公民館	粕川町西田面 194-4
大胡公民館	大胡町河原浜町 483 番地ほか (本館、別館及び陶芸工作室)
富士見公民館	富士見町田島 866-1

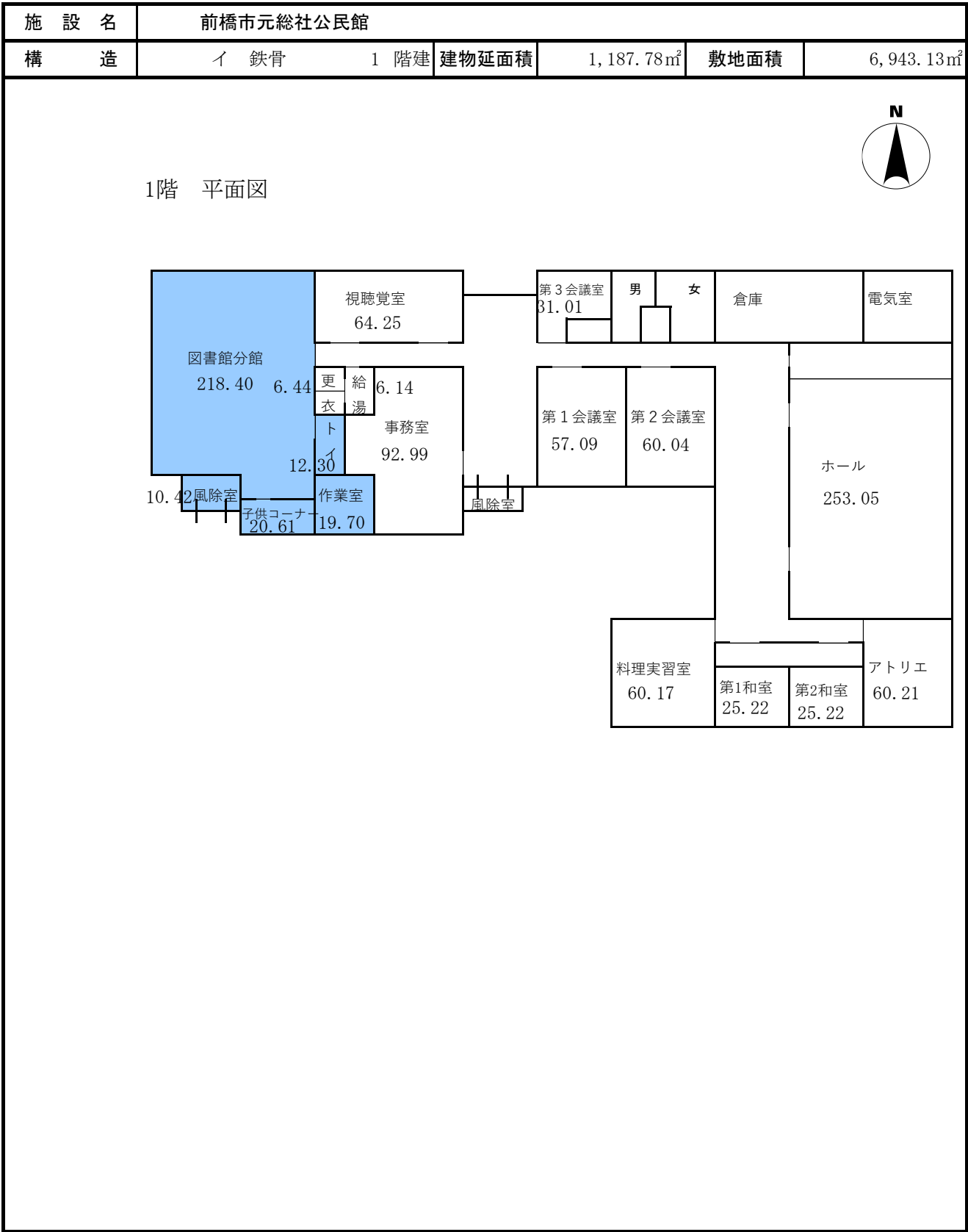
施設平面図 ※網掛け；併設部分（事務室は市民サービスセンターと兼用）

令和4年10月1日現在



施設平面図 ※網掛け；併設部分（事務室は市民サービスセンターと兼用）

令和4年10月1日現在

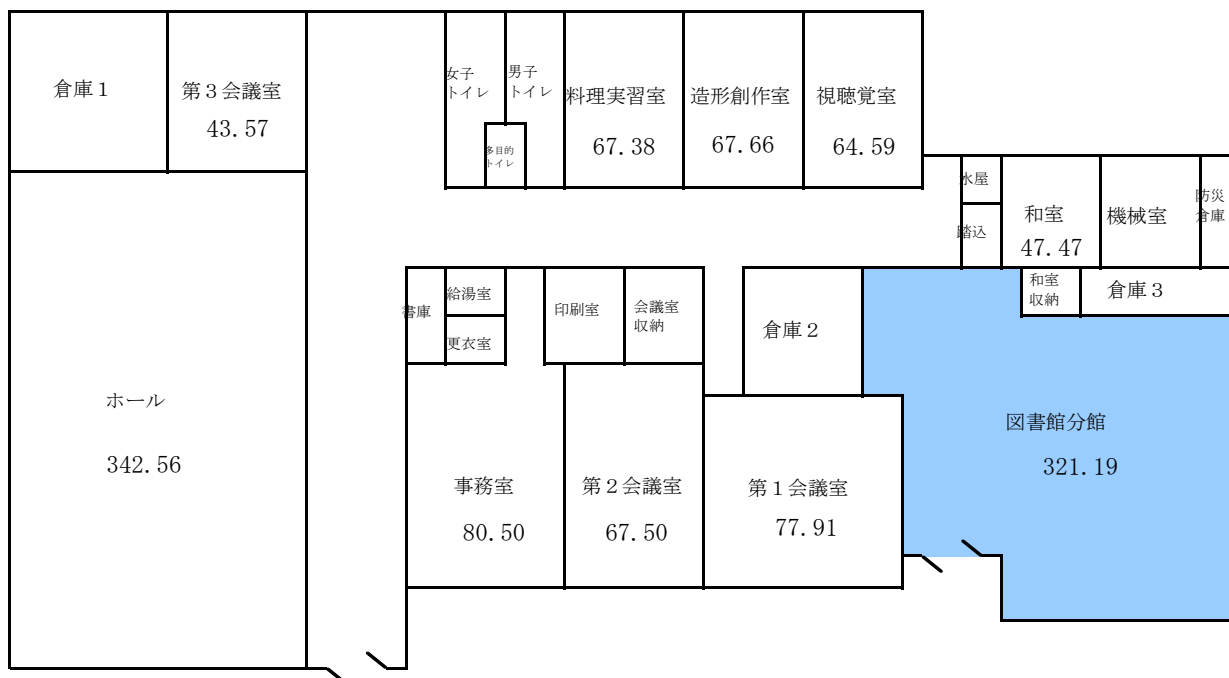


施設平面図

※網掛け；併設部分（事務室は市民サービスセンターと兼用）

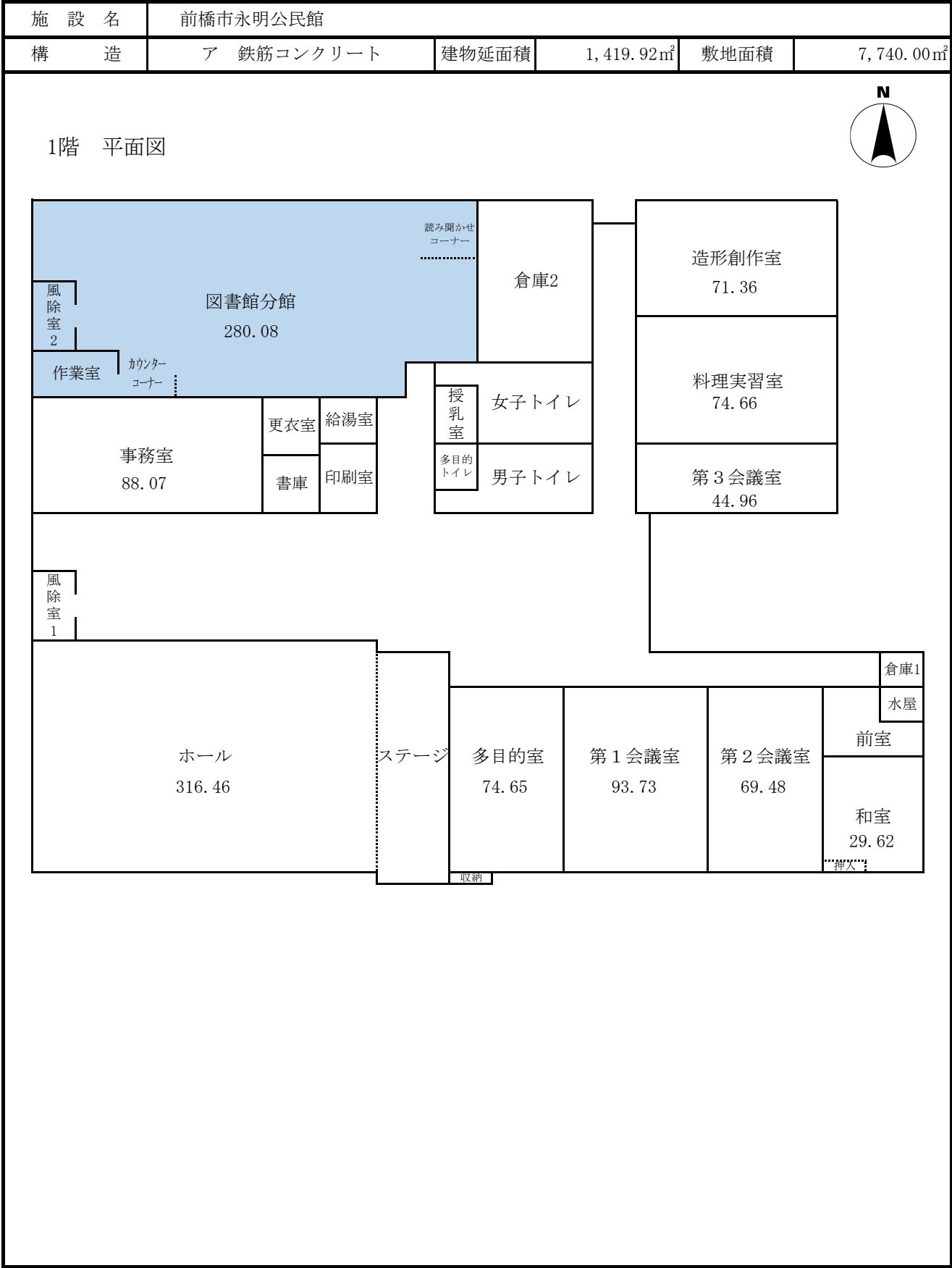
令和4年10月1日現在

施 設 名	前橋市総社公民館				
構 造	鉄筋コンクリート造	建物延面積	1,380.06㎡	敷地面積	7,661.32㎡



施設平面図 ※事務室は市民サービスセンターと兼用

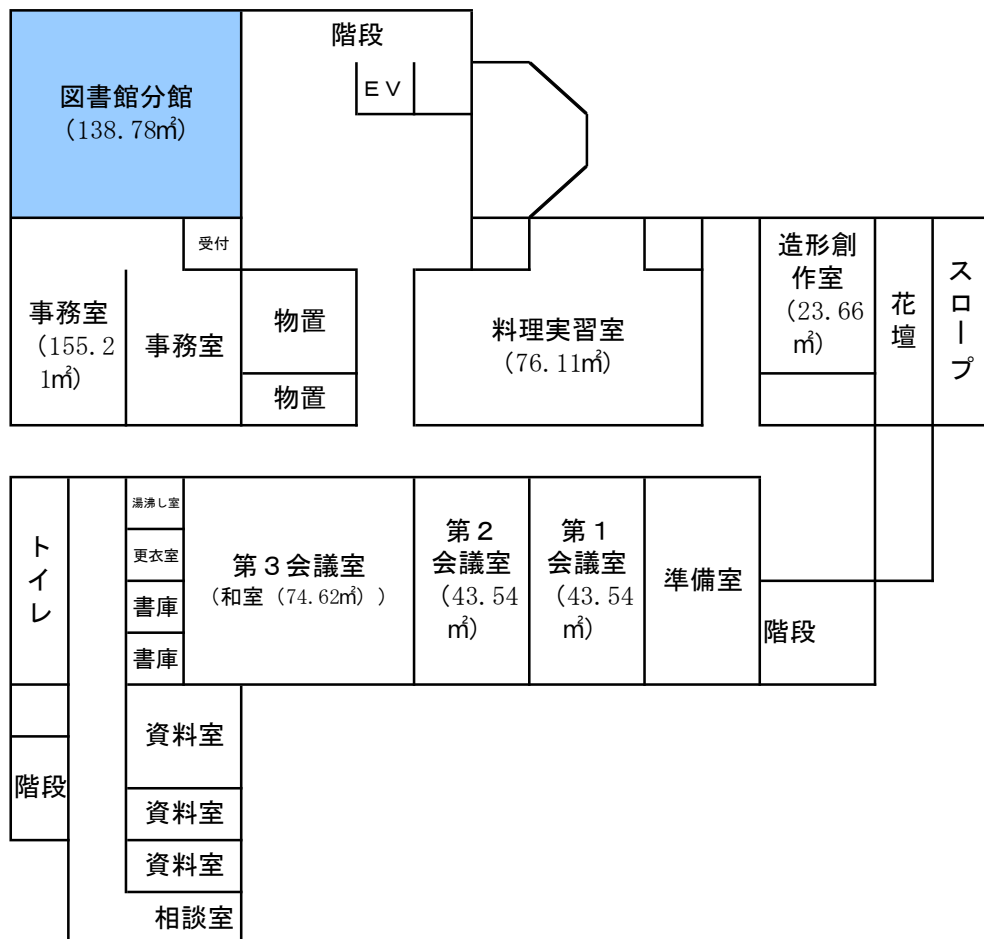
令和4年10月1日現在



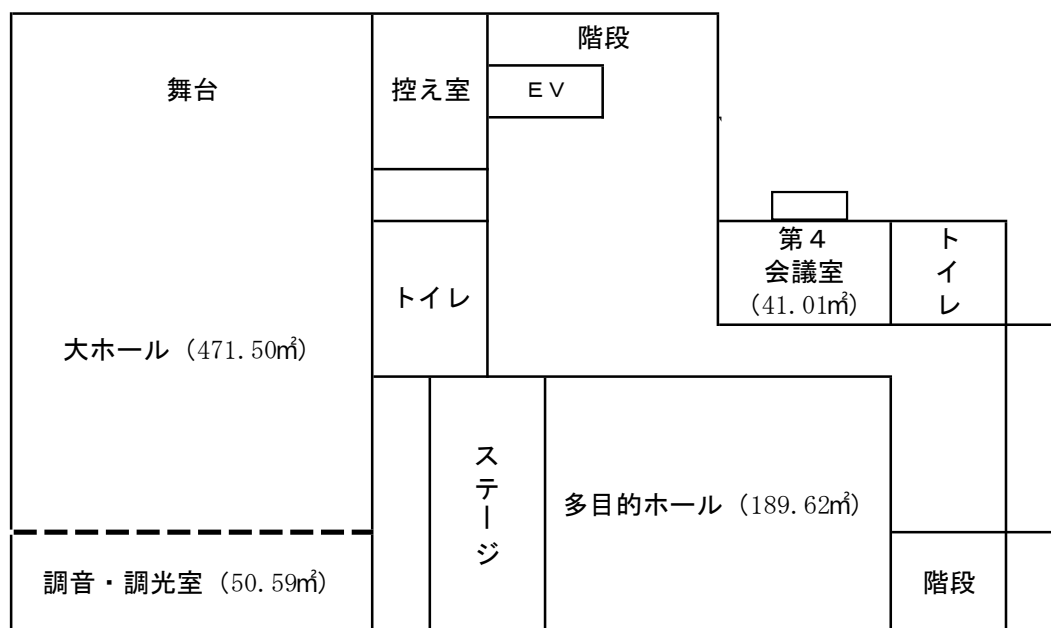
施設平面図 ※網掛け；併設部分

令和4年10月1日現在

施 設 名	前橋市粕川公民館					
構 造	鉄筋コンクリート	3 階建	建物延面積	1,954.07㎡	敷地面積	3,834.26㎡

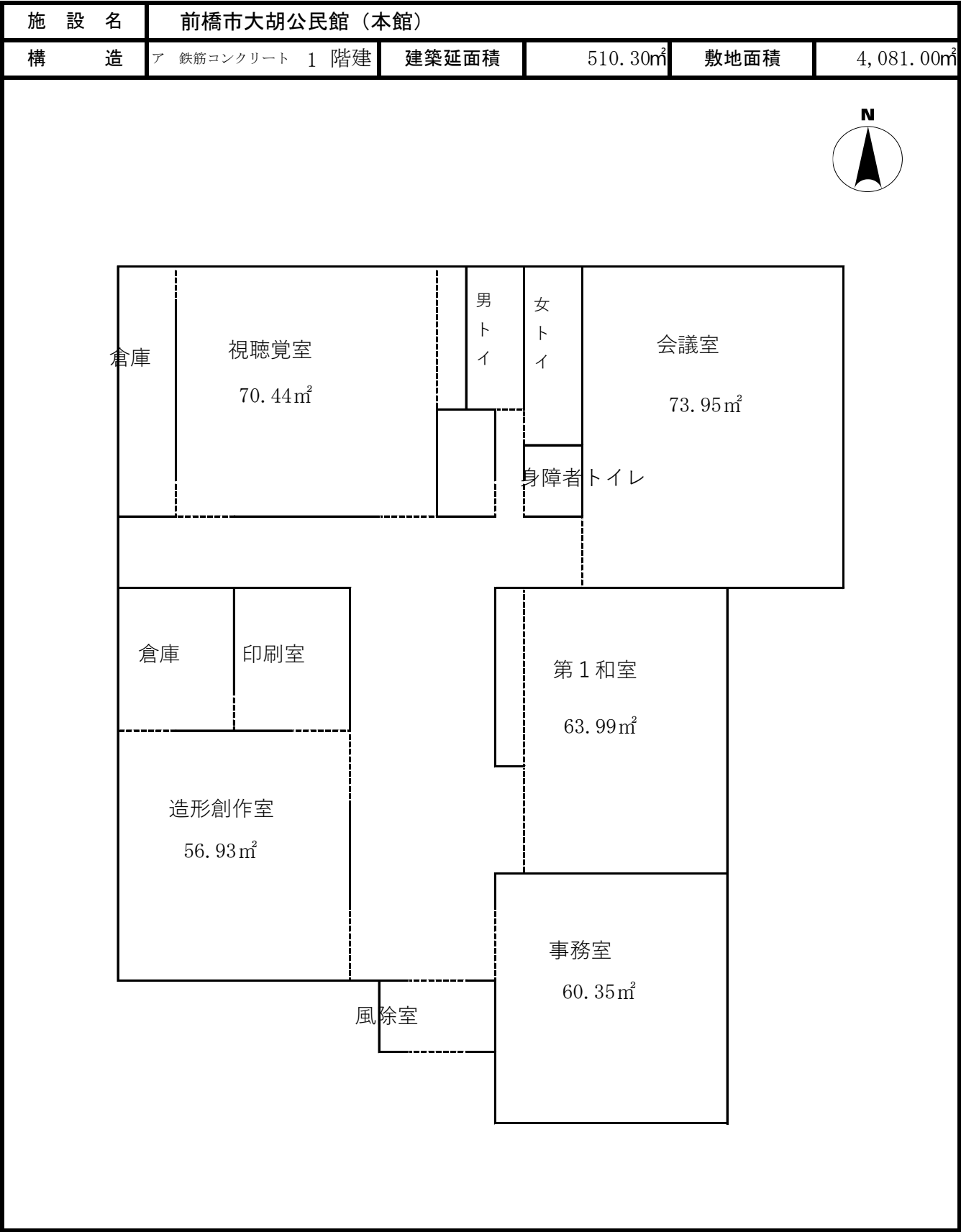


2 F



施設平面図

令和4年10月1日現在

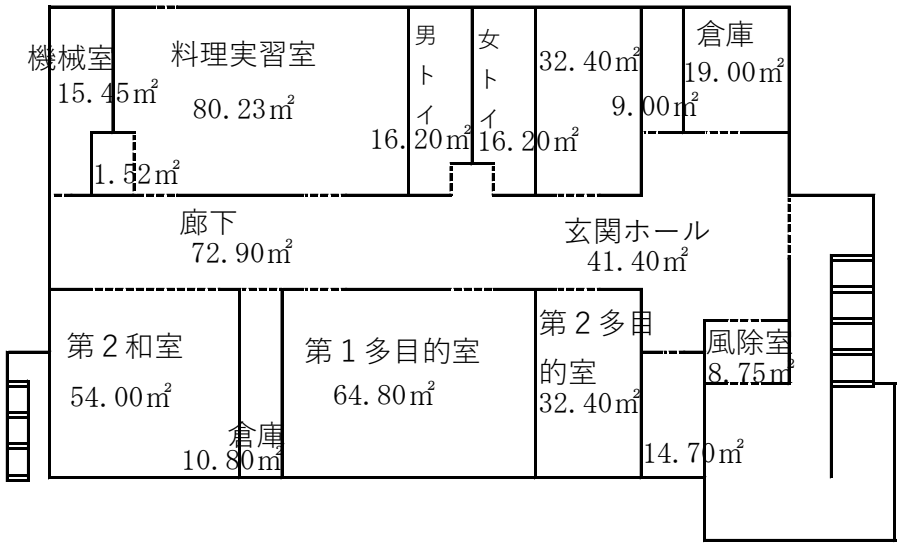


施設平面図

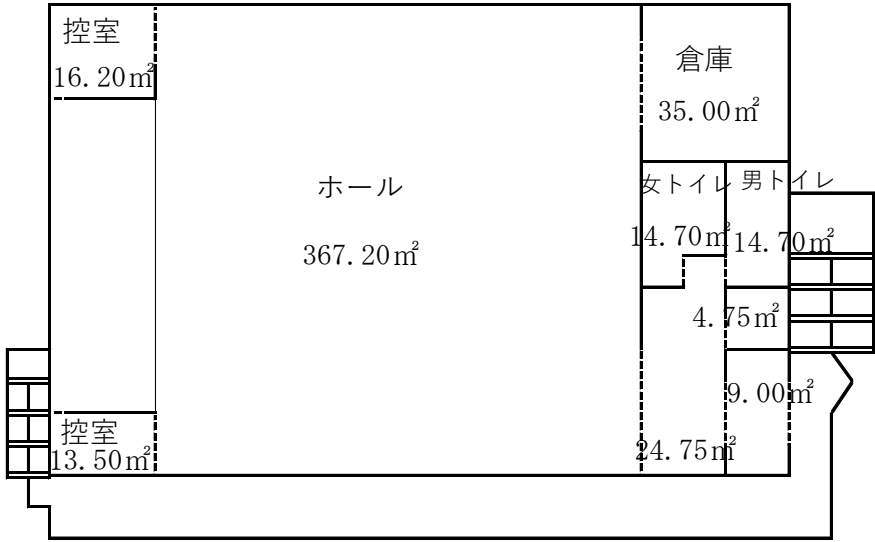
令和4年10月1日現在

施設名	前橋市大胡公民館（別館）				
構造	鉄筋コンクリート	2階建	建物延面積	991.55㎡	敷地面積 7,287.00㎡

1階 平面図

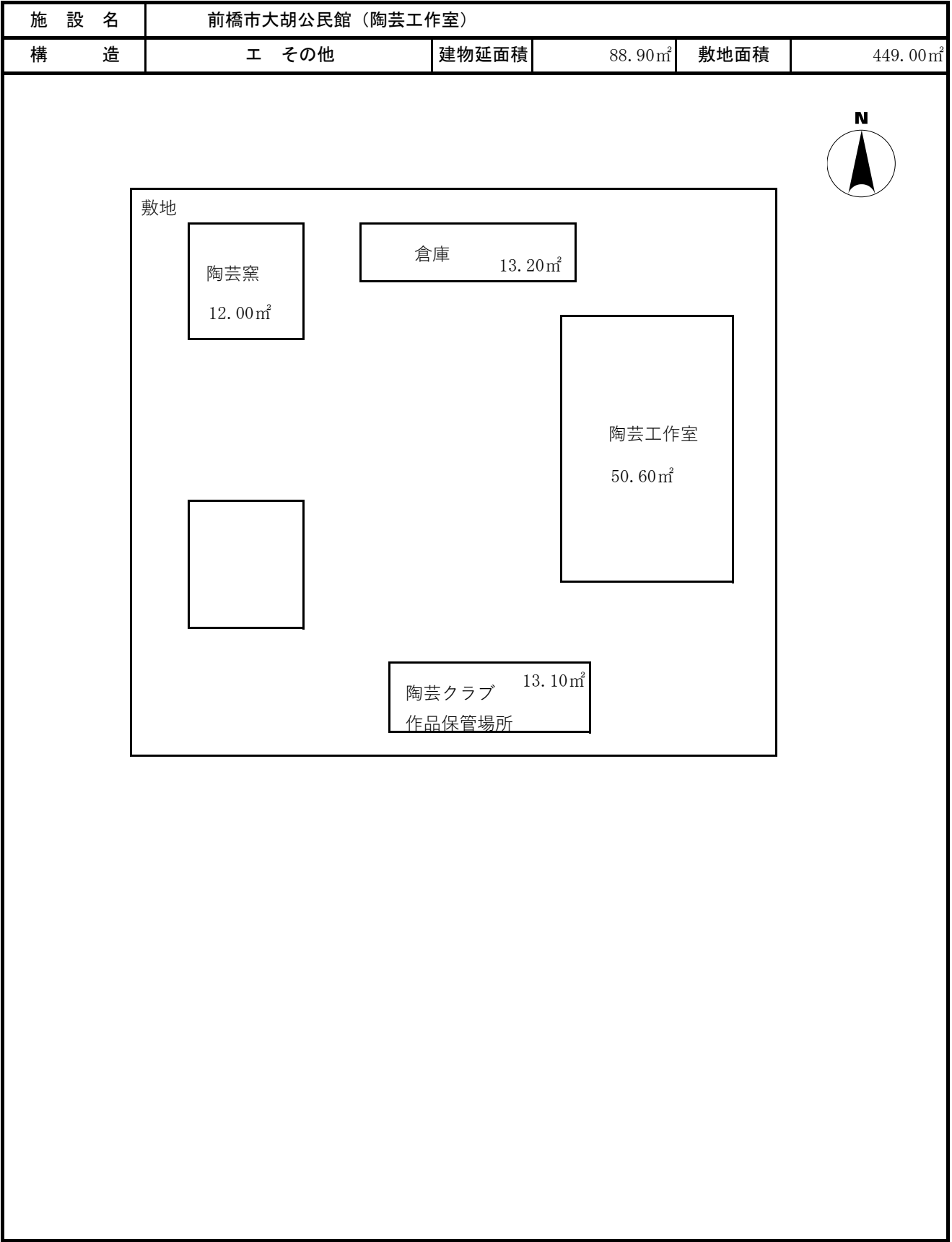


2階 平面図



施設配置図

令和4年10月1日現在



施設平面図 ※網掛け部分：併設施設

令和4年10月1日現在

